

横浜市税制研究会
市内緑地視察

平成20年2月8日(金)

【配付資料】

1 行程表（税制研究会緑地視察コース）

2 視察場所パンフレット類

- ・ 三保市民の森
- ・ 新治市民の森のご案内
- ・ 新治市民の森を歩こうマップ
- ・ 特別緑地保全地区
- ・ 南本宿市民の森
- ・ 市民と森を結ぶ 森づくりボランティア団体育成・支援要綱

税制研究会 緑地視察コース

13:15 出発 関内



14:00 視察場所1 市民の森①

~14:15 ↓ 三保市民の森 ●



14:30 視察場所1 市民の森②

↓ 新治市民の森(新治里山公園) ●

↓ みはらし広場・水田

~15:10 ↓ 三保・新治地区斜面緑地 ●



15:25 視察場所2 特別緑地保全地区

~15:40 ↓ 川井緑地保全地区 ●



15:35 視察場所3 市民の森③

~16:00 ↓ 南本宿市民の森 ●



16:30 帰着 関内

【三保市民の森】

昭和47年に開園した「三保市民の森」を視察します。

【新治市民の森】

市街地から身近に訪れることのできる谷戸、里山の風景を視察します。

【三保・新治地区斜面緑地】

三保・新治地区周辺の斜面緑地が開発された様子を視察します。

【川井緑地保全地区】

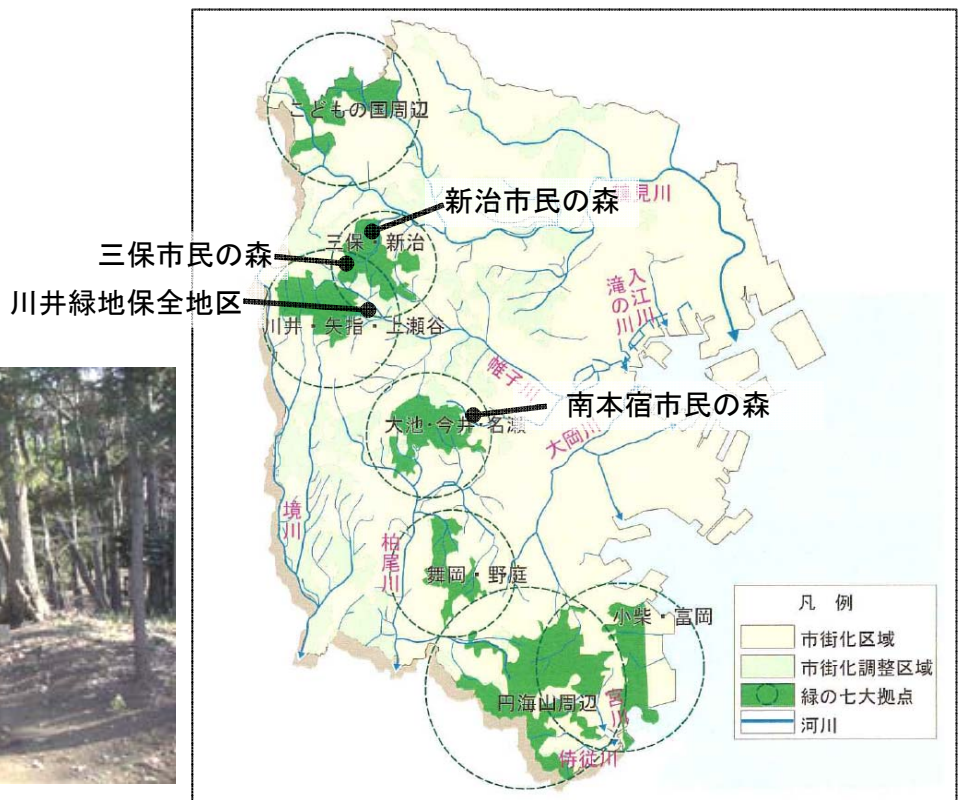
特別緑地保全地区に指定された民有樹林地の現状について視察します。

【南本宿市民の森】

市民による緑地(市民の森)の管理を視察します。

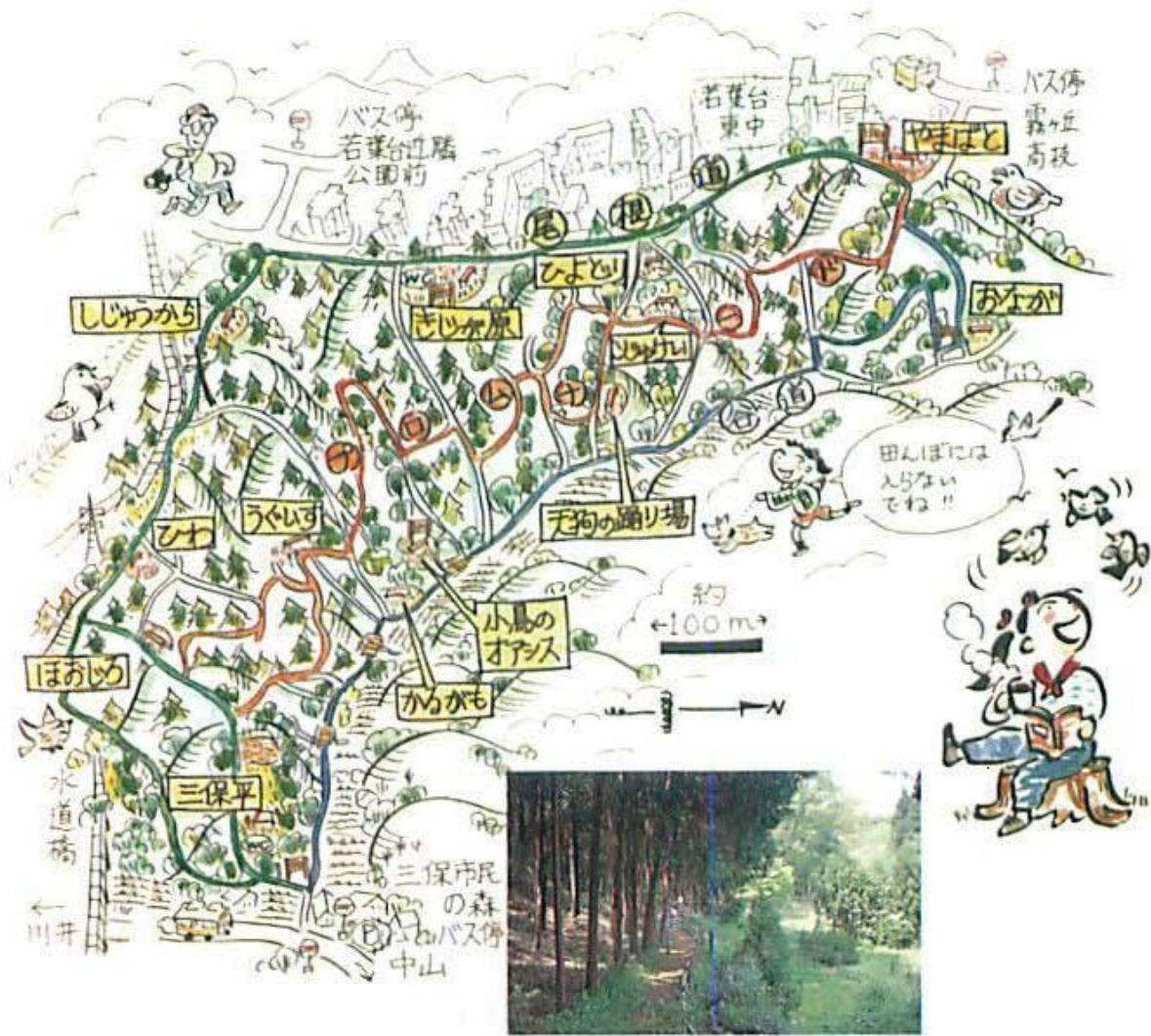


南本宿市民の森



三保市民の森

緑区
三保町



緑区の南、旭区との境。尾根と谷がかわりばんこに続き、まるで深い山の森へ迷い込んだよう。そのじつに森らしい森についた道は、3種類。尾根道は丹沢や奥秩父までながめが良く、ジョギングにぴったり。プロムナードは森の中をほぼ等高線ぞいにゆく、さわやかな空気の道。谷道は森の北東を水田に沿い、水鳥を見られるかもしれないのんびりコース。

<交通案内>

- 横浜線 中山駅から神奈中バス 川井宿 経由 鶴間駅東口行 (間02)、または横浜駅西口行 (横52、中53) で、三保市民の森下車

<駐車場は土日のみ>

新治市民の森の ご紹介

にいまる
しみんのもり



市内23番目の市民の森であるこの森を含む一帯は、「北の森」と総称される市内屈指の緑地帯です。クヌギ、コナラ林や、スギ・ヒノキの山林に谷戸が複雑に入り込む景観は横浜の原風景と言え、市内では残り少ない貴重なものになりました。

市民の森は皆さんの憩いの場としてご利用いただくため、土地所有者の方々の善意により期間を定めてお借りしているものです。また森の管理は地元の方々を中心につくられている愛護会の手で行われています。

新治市民の森の 生き物たち



<新治の植物>

新治市民の森は大部分はクヌギ・コナラの林ですが、所々にはヤマザクラやホオノキ、エゴノキなど花の美しい落葉樹もあり、冬には葉が落ちて明るい森になります。

谷戸の北向き斜面や谷近くにはスギ・ヒノキ・サウラの林が見られます。針葉樹林は空中湿度が高く、イノデやリョウメンシダなど大型のシダ類が目立ちます。三保・新治は市内でも有数のシダの宝庫です。

谷の部分は水田や畑です。谷奥には以前水田だった所があり、ヨシやガマ、カササゲなどの群落が見られ、ハンノキ林が発達しています。平地のハンノキ林は横浜市内ばかりでなく、県全体でも貴重なものです。

<新治の動物>

豊かな水と緑に囲まれた新治の谷戸は、多種多様な生き物の生息地でもあります。

生態系の頂点に立つワシやカラス類から、ヤマガラやエナガなどの小鳥まで70種あまりの野鳥、ミヤマセセリやツマキチョウ、ゴマダラチョウなど50種あまりのチョウ類。ヒガシカワトンボやオニヤンマなど都市近郊では見られなくなった流水性のトンボにも出会えます。

また、カエル類やサワガニ、ホトケドジョウなど水生生物も観察できます。



新治市民の森

にいまる
しみんのもり

を歩こう。マップ



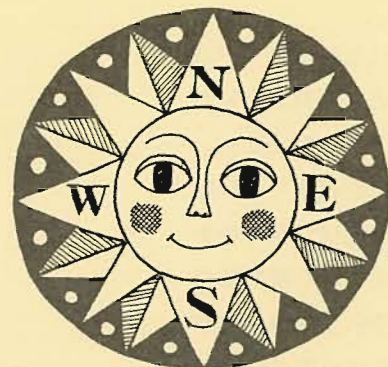
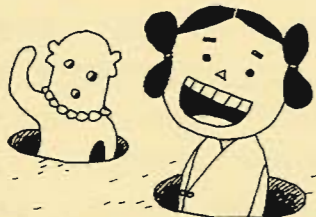
1 やまぬめ山

クマギヤナシの木につくヤマヌメが
たくさんいたので、地名になりました。
山女ではありません。ヤマヌメの
繭は、絹糸の
最高級品と
されていました。



2 穴谷戸

古墳の跡とも言われ、たくさん
穴がありました。現在は埋め
立てられています。また、ここは湧
き水が豊富で灌漑用水として
利用されて
いました。



0 500m

デザイン◎いしかわけん



3 向山

クマザサ= 熊笹
スギ・ヒノキの
林床に、クマザサ
が一面に生えています。クマザサは
横浜から消えつつあり、まとまって
生育しているのは、緑区ではここだ
けだと思われています。



4 籠場

測量の時、検見坂から見下ろし
た谷戸の名前を聞かれて答え
られなかった地主さんが、たまたま
田んぼのふちに籠が置いてあった
ので、籠場と
答えた、という話。



5 常見谷戸

糸田長い田んぼで、底なしに深い箇所
があり、耕耘機
も使えないまどの
どぶ田だったそうです。



緑と水の回廊構想
「ゆめはま2010プラン緑区計画」の中
で区の魅力を高める事業として、位置づけ
られているのが「緑と水の回廊構想」です。
緑区の豊かな緑や水の資源を、貴重な財産
として次の世代に継承し、それを活用して
区民の憩いの場、自然体験の場としていく
ことを目的としています。新治市民の森は、
隣接の三保市民の森とともに、この回廊の
最大の拠点となっています。

- 市民の森には所有者がいますので、園路以外には入らないのが、歩くルールです。
- 利用時間は、日の出から日の入りまで。
- 植物を持ち帰ったりしないでください。「とっていいのは写真だけ。残していいのは足跡だけ」森を歩く人々の当然のマナーです。栗や柿などの実のなる木もありますが、決してとらないでください。
- 動植物を持ち込まないでください。
- ゴミは持ち帰ってください
- 犬は絶対に鎖につないでください。犬は生き物を追いかける習性があるので鎖につなぎ、フンは持ち帰ってください。
- 火気使用・歩行喫煙は厳禁です。
- 自動二輪車の乗り入れ、サバイバルゲームは禁止です。

守りましょう 木を歩くルールとマナー



新治市民の森愛護会

市民と土地所有者によって構成された「新治市民の森愛護会」が、毎月定期的な園路のごみ拾いや草刈りなどの活動を行っています。新治市民の森を愛し、森のために汗を流そうと考える方はどなたでも会員になれます。お問い合わせください。

森までの アクセス図



新治憲章

私たちは 緑あふれる森をこよなく愛し その恵みに感謝する市民です

長年にわたり地域の方々のくらしの中で維持されてきた新治の森は 都市に残された奇跡ともいえる森です

今 昔ながらの谷戸の景観をそのままに 広く市民が緑を守り育てる場として開かれようとしています

この森を 人間との新たな共生により生き生きと蘇らせ 未来の子どもたちに引き継ぐことを私たちの合い言葉として ここに憲章を定めます

一. 私たちは 郷土愛により培われてきた新治の風土と そこに根ざした里山文化を大切に引き継いでいきます

二. 私たちは 愛護活動を通して豊かな緑と将来にわたる担い手を育て 魅力ある森づくりを進めます

三. 私たちは 森づくりに共感する人々がここに描く森の姿を共有しそれぞれ協力して みんなの森をつくります

新治市民の森 開園を記念して
新治の森を愛する者一同
平成12年3月

新治市民の森の概要

- 開園 平成12年3月26日
- 面積 約61ヘクタール
- 場所 緑区新治町及び三保町

問い合わせ先

北部農政事務所 Tel.045-948-2481-3
緑政局緑政課 Tel.045-671-2624-5

発行：横浜市緑政局・緑区役所

横浜市広報印刷物登録 第110749号
類別・分類 C-IA041 古紙混入率 70%

新治
市民の森

特別緑地保全地区

□特別緑地保全地区制度について

特別緑地保全地区制度とは、「都市緑地法」に基づき、都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持する制度です。

現在、29カ所(約171.4ha)を指定しています。

※都市緑地法の改正前に指定した緑地については、「緑地保全地区」となっています。

【根拠条例等】

≫都市緑地法(昭和48年9月法律第72号 最近改正平成16年6月18日法律第109号)



□指定基準

- 1 遮断緑地、緩衝地帯、避難地帯である緑地
- 2 神社、寺院、遺跡と一体となった、景観が優れた緑地
- 3 風致景観が優れた緑地

について、指定します。

土地所有者から、特別緑地保全地区指定についての同意書をいただいた上で、都市計画決定を行い指定します。

□土地所有者への優遇措置

- 1 課税対象の土地(山林)の評価が1/2に減額されます。(固定資産税評価)
- 2 相続税が課税上8割評価減になります。(非営利林の場合)
- 3 市に対する買入れの申出ができます。(開発許可申請が不許可になった場合)
- 4 横浜市へ売却する場合、譲渡所得について2000万円の特別控除が受けられます。

□利用・管理形態

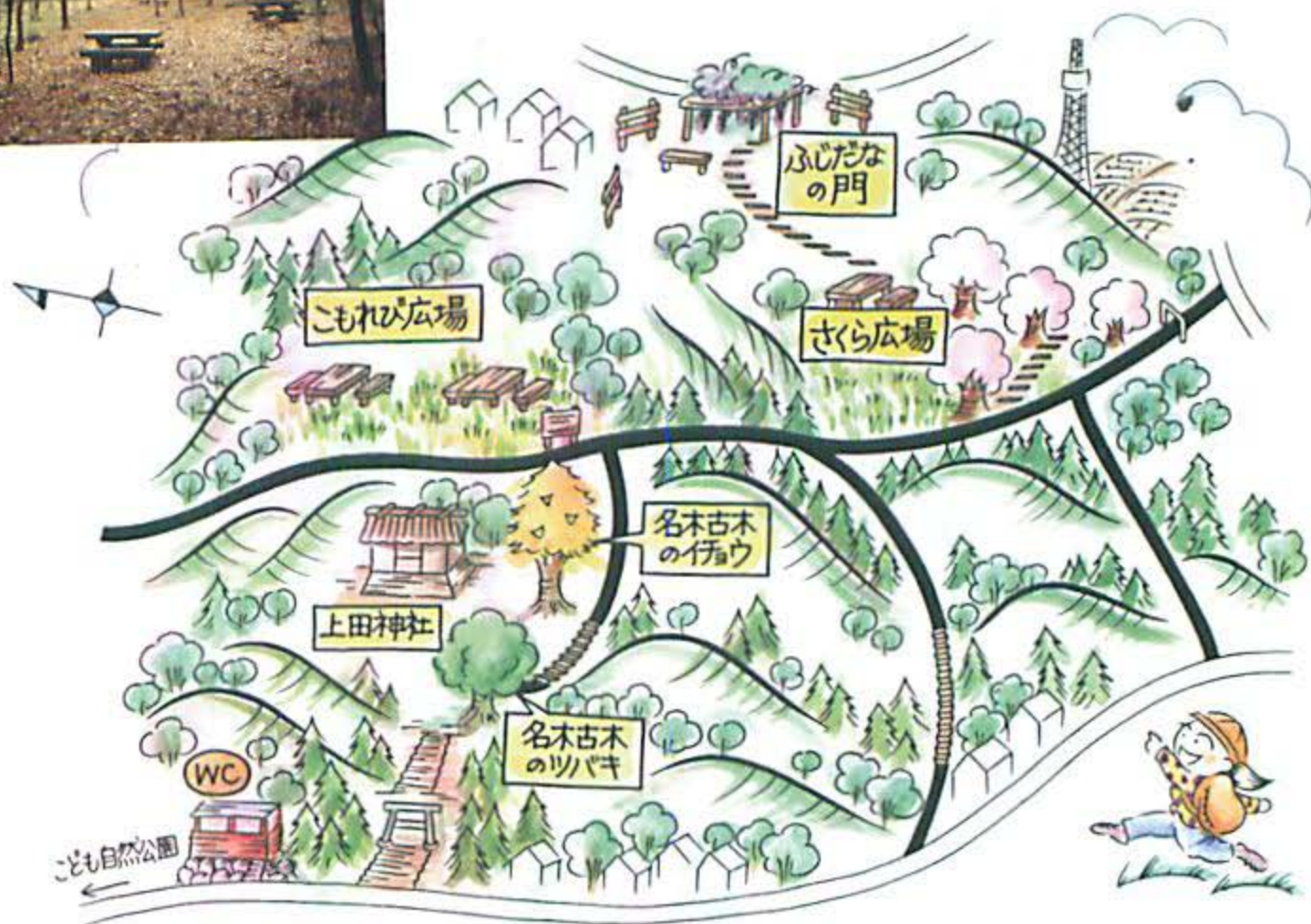
特別緑地保全地区に指定されると、現状のまま保全していただきます。原則として土地所有者による管理になりますが、市民の森との重複指定の場合は、一部愛護会が管理します。

□行為の制限

特別緑地保全地区に指定されると、区域内での開発・造成・建築などの行為は許可が必要となります。原則として、樹林に影響を与える行為は禁止となります。

南本宿市民の森

旭区
南本宿町



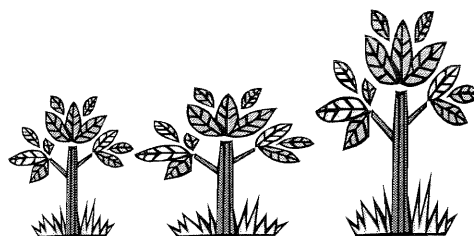
旭区の南部。尾根の道沿いには、見事な杉の木がたくさんつづき昼間でも薄暗い、上田神社近くの名木・古木のイチョウと椿は一見の価値あり。春には、大きな桜の木の下でお花見も楽しめそう。トイレや2カ所の広場も整備され、鳥の声を聞きながらの森林浴は最高の贅沢かも。近くにはこども自然公園や横浜カントリークラブがあり一体は豊かな自然に恵まれています。



<交通案内>

- 相鉄二俣川駅南口より徒歩20分。
相鉄バス左近山・東戸塚駅・鶴ヶ峰駅行万騎ヶ原大池下車徒歩5分。
- JR保土ヶ谷駅より相鉄バス「二俣川北口」行東万騎ヶ原下車徒歩3分

市民と森を結ぶ



森づくりボランティア団体育成・支援要綱

横浜市では「市内の緑地を守ってほしい」という市民の要望に対し、市では「市民の森」などの指定や買収をしてきましたが、近年これらの緑地で自ら保全活動をしたという積極的な声があがっています。

これらの声に応え、「市民と緑地を結ぶ」ために「横浜市森づくりボランティア団体育成・支援要綱」をつくり、緑地の保全を希望する団体を「森づくりボランティア団体」として登録し、土地所有者のご協力を得て、緑地で活動ができるよう支援しています。

また、公園内の樹林地においてもこの要綱をもとに保全活動が展開できるよう支援しています。

※ここでは、横浜市所有の緑地、市民の森、緑地保全地区、公園内の樹林地を総称して「緑地」と呼びます。

■森づくりボランティアの活動

管理が十分とはいえない市所有の緑地、手入れを必要としている公園内の樹林地などで、活動内容の承認を受けた上で、森の手入れ活動を行っています。

その活動内容は、下草刈や枝打ちから間伐作業まで様々です。



混み合った林を適正密度にするための間伐作業
「スギの間伐」の様子



里山のスキルアップ研修「森を読む」の様子

■ボランティア団体への支援策

横浜市では、活動を行っている団体に対し、次の支援を行っています。

- 里山のスキルアップ研修の実施
- アドバイザーの派遣
- カマ、ノコギリなどの道具の貸出し